

手数料表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法に則り、下記の項目を明示します。

実際に適用する手数料につきましては、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

【届出制手数料に係る手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の上限額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
〔職業紹介サービス〕 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	〔成功報酬〕 《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%</u> 《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
〔職業紹介の付加サービス〕 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	〔成功報酬〕 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の所在地 神奈川県川崎市川崎区夜光一丁目 7 番 9 号

事業所の名称 有限会社モティス